

令和3年度住宅ストック維持・向上促進事業
に係る普及・広報事業を実施する者の公募についての公示

令和3年6月30日

国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、住宅ストック維持・向上促進事業に係る普及・広報事業を実施する者の公募について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅ストック維持・向上促進事業（普及・広報事業）

(2) 事業目的

本事業は、住宅ストック維持・向上促進事業のうち、住宅ストックの市場における適正な評価や消費者保護等に関する普及・広報を行う者に対して支援を行うことにより、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者の既存住宅やリフォームに対する不安を解消できる環境の整備を図り、もって、住宅ストックの維持・向上が適切に図られる健全な既存住宅流通・リフォーム市場の発展を促進することを目的とする。

(3) 事業内容

住宅ストックの市場における適正な評価、消費者保護等に関する普及・広報に対して支援を行う。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和3年8月上旬 ～ 令和4年3月下旬

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 補助対象事業の要件

次の(1)から(3)までの全ての条件を満たすことのできる事業とする。

- (1) 既存住宅売買・リフォームにおける適正な評価に資する既存住宅状況調査等の調査・検査の普及・周知を含むものであること。

- (2) 既存住宅売買・リフォームにおける消費者保護に資する瑕疵担保責任保険、住宅紛争処理等の制度の普及・周知を含むものであること。
- (3) 全国的に行うものであること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 担当：森田

電話 03-5253-8111(内線39-448)

電子メール morita-y2qp@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和3年6月30日から令和3年7月16日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体で手交、又は電子媒体で交付。

※交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和3年7月16日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。(電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎2004~2015」「Microsoft Word2003~2016」「Microsoft Excel2003~2016」「Adobe Acrobat Reader4.0~11」の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合には、当該提案書を無効とするとともに、提出者に対して、補助事業者の取り消しを行うことがある。
- (5) 提出された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書は原則として返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書提出時に申し出ること。
- (6) その他詳細は説明書による。